

# 税務解説即答 3問

## 1 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件の見直し

**Q 法人版事業承継税制は、令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が2年間延長され、令和8年3月31日までと改正されました。令和7年度税制改正でも改正はありましたか。**

**A** 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度は、令和9年12月31日までに、後継者である受贈者が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与により取得した場合において、一定の要件を満たしているときには、その非上場株式等に係る贈与税について、その納税が猶予される制度である。後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税の納付は免除される（措法70の7の5～70の7の8）。

当該贈与税の納税猶予の特例制度の適用を受ける要件の一つに、後継者が贈与の日まで引き続き3年以上にわたり特例認定贈与承継会社の役員を有していること（措法70の7の5②六、措規23の12の2⑩）があった（以下、「役員就任要件」という）。

本要件については、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版で、次のように検討がされていたところである。

「事業承継税制については、現行では、その利用のために、役員就任要件（実際の承継時に、後継者が役員に就任して3年以上経過している必要があるという要件）を満たす必要があり、特例措置を利用する場合、本年12月末（実際の税制上の承継期限である2027年12月末の3年前）までに後継者が役員に就任している必要がある。来年以降に事業承継の検討

を本格化させる事業者にとって、本年12月までに後継者を役員に就任させることは困難であり、事業承継税制を最大限活用する観点から、役員就任要件の在り方を検討する。」

令和7年度税制改正では、当該役員就任要件について、「贈与の直前において」特例認定贈与承継会社の役員であることに改正された。役員就任後3年以上経過している必要があったものの、緩和されたことになる。

そして、本制度の適用期限については、今後とも延長はしないこととされているが、事業承継のあり方については、世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、今後も検討をうとされている。

## 2 支払者が源泉徴収に係る所得税を負担した場合の税額計算

**Q 当社は、国内の居住者である取引先に対し、著作権の使用料を支払うときに、源泉徴収をするのを失念し、使用料の支払金額全額を取引先に支払ってしまいました。そこで、取引先に源泉徴収税額を返金してもらうよう伝えましたが、もし、返金してもらえない場合には、どのような処理になるのでしょうか。**

**A** 源泉徴収の規定により所得税を徴収して納付する者が、徴収をした所得税を納付しなかったときは、税務署長は、当該所得税をその者から徴収する（所法221）。

そして、源泉徴収をしていない場合に徴収すべき税額は、次の区分により計算をする（所通221-1）。

(1) 源泉徴収していなかった理由が、当該徴収すべき税額を支払者が負担す

る契約となっていたことによるものである場合には、取引手取額により支払金額が定められていたものとして計算する。

- (2) 源泉徴収していなかった理由が、(1)の理由以外のものである場合には、既に支払った金額のうちから当該税額を徴収すべきであったものとし、既に支払った金額を基準として計算する。この場合において、その計算した税額を納付した支払者が、その納付した税額につき、徴収をされるべき者に対して請求等をしないこととしたときは、当該請求等をしないこととした時において、その納付した税額に相当する金額を税引き手取額により支払ったものとし、その支払ったものとされる金額に対する税額を計算する。

上記によると、源泉徴収をしていなかった理由が、支払者が源泉徴収税額を負担する契約となっていた場合には、支払金額が源泉徴収後の金額となることから、その手取額から逆算した金額を支払金額として計算した税額が、源泉徴収税額となる。

そして、契約によるものでない場合には、実際に支払った金額を支払金額として源泉徴収税額を計算するが、源泉徴収税額を納付した支払者は、当該源泉徴収税額を源泉徴収されるべき者に対して請求すること等ができる（所法222）。この場合において、源泉徴収されるべき者に対して請求等をしないこととしたときには、当該源泉徴収税額は追加の支払いと解されることから、請求等をしないこととした時点で、改めて源泉徴収の計算が生じる。

### 3 欠損金の繰戻し還付において還付所得事業年度の所得金額が修正された場合の還付金額の計算

**Q** 当社は、事業年度終了の時ににおいて資本金の額が1億円以下である中小企業者（措法66の12①）ですが、前期の青色申告書の提出と同時に、欠損金の繰戻しによる還付請求をしました。

しかしながら、その後、税務調査があり、還付所得事業年度の所得金額について修正申告を行うことになりました。

この場合、請求金額は変更になりますか。

**A** 欠損金の繰戻し還付による還付請求書の提出があった場合には、税務署長は、その請求の基礎となった欠損金額その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした内国法人に対し、その請求に係る金額を限度として法人税を還付し、又は請求の理由がない旨を書面により通知する（法法80⑩）。

そして、この還付すべき金額について、当該金額の算定を行う時において確定している還付所得事業年度の所得金額及び法人税額、欠損事業年度の欠損金額を基礎として計算した金額によるとされている（法通17-2-2）。

したがって、所得の金額の計算の誤謬により計算が違っている場合等でも、確定した金額に基づき計算した結果、申告額より算定した還付金額が多くなるときは、それも還付される。

（参考）松尾公二 編著（2023年）「法人税基本通達逐条解説（十一訂版）」税務研究会出版局（T.I.）